

平成二十六年厚生労働省令第二十号

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令（抄公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）並びに公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十六年政令第七十三号）及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十六年政令第七十四号）の施行に伴い、並びに関係法律及び関係政令の規定に基づき、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令を次のように定める。

目次

第一章 関係省令の整備等（第一条～第十五条）

第二章 経過措置（第十六条～第六十五条）

附則 第一章 関係省令の整備等

第二章 経過措置

（厚生年金基金規則の廃止）

第一条 厚生年金基金規則（昭和四十一年厚生省令第三十四号）は、廃止する。

（定義）

この章及び附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 改正前厚生年金保険法（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（以下「平成二十五年改正法」という。）第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五号）をいう。）
- 二 改正後厚生年金保険法（平成二十五年改正法第一条の規定による改正後の厚生年金保険法をいう。）
- 三 改正前確定給付企業年金法（平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）をいう。）
- 四 改正後確定給付企業年金法（平成二十五年改正法第一条の規定による改正後の確定給付企業年金法をいう。）
- 五 改正後確定拠出年金法（平成二十五年改正法附則第一百二条の規定による改正後の確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）をいう。）
- 六 廃止前厚生年金基金（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（以下「平成二十六年整備政令」という。）第一条の規定による廃止前の厚生年金基金（昭和四十一年政令第三百二十号）をいう。）
- 七 改正前確定給付企業年金法施行令（平成二十六年整備政令第二条の規定による改正前の確定給付企業年金法施行令（平成十三年政令第四百二十四号）をいう。）
- 八 改正後確定給付企業年金法施行令（平成二十六年整備政令第二条の規定による改正後の確定給付企業年金法施行令をいう。）
- 九 旧厚生年金基金（平成二十五年改正法附則第三条第十二号に規定する厚生年金基金をいう。）
- 十 存続連合会（平成二十五年改正法附則第三条第十三号に規定する存続連合会をいう。）
- 十一 確定給付企業年金（平成二十五年改正法附則第三条第十四号に規定する確定給付企業年金をいう。）

十四 連合会 平成二十五年改正法附則第三条第十五号に規定する連合会をいう。（存続厚生年金基金に係る廃止前厚生年金基金規則等の効力等）

第十七条 存続厚生年金基金については、第一条の規定による廃止前の厚生年金基金規則（以下「廃止前厚生年金基金規則」という。）第一章（第一条、第十九条の二及び第六十六条を除く。）及び第三章（第七十四条の三第三項及び第四項、第七十五条第一項（第一号及び第十七号に係る部分に限る。）、第七十六条、第八十一条から第八十三条まで並びに第八十八条を除く。）並びに附則第二項及び第七項の規定については、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる廃止前厚生年金基金規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第六条 第二号	法第六十一条第一項の規定により企業年金連合会（以下「連合会」という。）	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）。以下「平成二十五年改正法」という。）
第六条 第二号	法第六十一条第一項の規定により企業年金連合会（以下「連合会」という。）	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）。以下「平成二十五年改正法」という。）

第一条 第二十	第二条 第二十	第一条 第二十	第二条 第二十	第一条 第二十	第二条 第二十	第一条 第二十	第二条 第二十	第一条 第二十	第二条 第二十
抄本。	抄本	抄本	区長及び 二号	抄本	抄本	抄本	区長	抄本	抄本

第一条 第二十	第二条 第二十	第一条 第二十	第二条 第二十	第一条 第二十	第二条 第二十	第一条 第二十	第二条 第二十	第一条 第二十	第二条 第二十
抄本。	抄本	抄本	区長及び 二号	抄本	抄本	抄本	区長	抄本	抄本

第一条 第二十	第二条 第二十	第一条 第二十	第二条 第二十	第一条 第二十	第二条 第二十	第一条 第二十	第二条 第二十	第一条 第二十	第二条 第二十
抄本	抄本	抄本	区長及び 二号	抄本	抄本	抄本	区長	抄本	抄本

<p style="text-align: center;">第四十 九条の六</p> <p>加入員たる被保険者であつた期間の標準報酬月額</p> <p>四 平成十五年四月一日以後の加入員たる被保険者であつた期間の報酬標準給与の月額及び賞与標準給与の額並びに被保険者の種別ごとの当該加入員たる被保険者であつた期間の標準報酬月額及び標準賞与額</p> <p>五 乙基金が老齢年金給付の支給に関する権利義務を承継した場合において支給すべきこととなる老齢年金給付の額</p> <p>二 法第百四十四条の三第五項の規定による脱退一時金相当額の移換の申出があつたときは、甲基金は、前項に定める書類又は磁気ディスクに併せて、次の各号に掲げる事項を記載した書類又はこれらの事項を記録した磁気ディスクを乙基金に提出するものとする。</p> <p>一 脱退一時金相当額</p> <p>二 脱退一時金相当額の算定の基礎となつた期間</p> <p>六 入員たる被保険者であつた期間の標準報酬月額及び標準賞与額</p> <p>五 乙基金が老齢年金給付の支給に関する権利義務を承継した場合において支給すべきこととなる老齢年金給付の額</p> <p>二 法第百四十四条の三第五項の規定による脱退一時金相当額の移換の申出があつたときは、甲基金は、前項に定める書類又は磁気ディスクに併せて、次の各号に掲げる事項を記載した書類又はこれらの事項を記録した磁気ディスクを乙基金に提出するものとする。</p> <p>一 脱退一時金相当額</p> <p>二 脱退一時金相当額の算定の基礎となつた期間</p> <p>六 入員たる被保険者であつた期間の標準報酬月額及び標準賞与額</p>	<p>2 前項の規定による提出は、次に掲げる方法のいずれかにより行うものとする。</p> <p>一 電子情報処理組織（送信者の使用に係る電子計算機と、受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法のうち又はロに掲げるもの（以下「電子情報処理組織を使用する方法」という。）</p> <p>イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</p> <p>ロ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された書面により通知すべき事項を電気通信回線を通じて受信者の閲覧に供し、当該受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法</p> <p>二 電磁的記録媒体（電磁的方式、磁気方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。（以下同じ。）をもつて調製するファイルに書面により通知すべき事項を記録したものを受け取る方法</p> <p>三 書面を交付する方法</p> <p>3 平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百四十四条の三第五項の規定による脱退一時金相当額の移換の申出があつたときは、甲基金は、前二項の規定による提出を行つとともに、乙基金に対し次の方号に掲げる事項を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録媒体を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供するものとする。</p> <p>一 脱退一時金相当額</p> <p>二 脱退一時金相当額の算定の基礎となつた期間</p> <p>六 入員たる被保険者であつた期間の標準報酬月額及び標準賞与額</p>	<p>六 入員たる被保険者であつた期間の標準報酬月額及び標準賞与額</p> <p>五 乙基金が老齢年金給付の支給に関する権利義務を承継した場合において支給すべきこととなる老齢年金給付の額</p> <p>二 法第百四十四条の三第五項の規定による脱退一時金相当額の移換の申出があつたときは、甲基金は、前項に定める書類又は磁気ディスクに併せて、次の各号に掲げる事項を記載した書類又はこれらの事項を記録した磁気ディスクを乙基金に提出するものとする。</p> <p>一 脱退一時金相当額</p> <p>二 脱退一時金相当額の算定の基礎となつた期間</p> <p>六 入員たる被保険者であつた期間の標準報酬月額及び標準賞与額</p>	<p>2 前項の規定による提出は、次に掲げる方法のいずれかにより行うものとする。</p> <p>一 電子情報処理組織（送信者の使用に係る電子計算機と、受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法のうち又はロに掲げるもの（以下「電子情報処理組織を使用する方法」という。）</p> <p>イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</p> <p>ロ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された書面により通知すべき事項を電気通信回線を通じて受信者の閲覧に供し、当該受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法</p> <p>二 電磁的記録媒体（電磁的方式、磁気方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。（以下同じ。）をもつて調製するファイルに書面により通知すべき事項を記録したものを受け取る方法</p> <p>三 書面を交付する方法</p> <p>3 平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百四十四条の三第五項の規定による脱退一時金相当額の移換の申出があつたときは、甲基金は、前二項の規定による提出を行つとともに、乙基金に対し次の方号に掲げる事項を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録媒体を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供するものとする。</p> <p>一 脱退一時金相当額</p> <p>二 脱退一時金相当額の算定の基礎となつた期間</p> <p>六 入員たる被保険者であつた期間の標準報酬月額及び標準賞与額</p>
<p>第六十条 第五条 第四号</p> <p>四 その他周知が確実に行われる方法</p>	<p>六 入員たる被保険者であつた期間の標準報酬月額及び標準賞与額</p> <p>五 その他周知が確実に行われる方法</p>		
<p>第六十条 第五条 第四号</p> <p>四 その他周知が確実に行われる方法</p>	<p>六 入員たる被保険者であつた期間の標準報酬月額及び標準賞与額</p> <p>五 その他周知が確実に行われる方法</p>		

第十二条 第一条 各号 記以外 の部分	第十二条 第二条 第一項 第一項 第一項 第三号	第十二条 第二条 第二項 第二項 第二項 第二項	第十二条 第二条 第二项 第二项 第二项 第二项	第十二条 第二条 第二项 第二项 第二项 第二项
に掲げる者				
又は公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令（平成二十六年厚生労働省令第二十号。以下「平成二十六年整備省令」という。）第十七条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十六年整備省令第三条の規定による改正前の確定拠出年金法施行規則（以下「改正前確定拠出年金法施行規則」という。）第十一条第一項第三号イに掲げる者又は平成二十六年整備省令第十七条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定拠出年金法施行規則第十条第一項第三号イに掲げる者	に掲げる者			
十条第一項第三号イに掲げる者又は平成二十六年整備省令第十七条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定拠出年金法施行規則第十条第一項第三号イに掲げる者	又は平成二十六年整備省令第十七条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定拠出年金法施行規則第十条第一項第三号イに掲げる者			
一 氏名、性別及び生年月日 二 加入員に関する原簿の番号（次条及び第十七条の四において「加入員番号」という。） 三 使用されている事業所の名称及び所在地 四 育児休業等を開始した年月日 五 育児休業等に係る子の氏名及び生年月日 六 育児休業等を終了する年月日 七 育児休業等の日数	一 氏名、性別及び生年月日 二 加入員に関する原簿の番号（次条及び第十七条の四において「加入員番号」という。） 三 使用されている事業所の名称及び所在地 四 育児休業等を開始した年月日 五 育児休業等に係る子の氏名及び生年月日 六 育児休業等を終了する年月日 七 育児休業等の日数			
平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法百三十九条第七項若しくは第八項又は第一百四十条第八項の規定により掛金の額が免除された加入員を使用する存続厚生年金基金の設立事業所の事業主であつて、平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第一百三十九条第七項又は第八項に規定する申出をしたものは、当該加入員が育児休業等を終了する予定の日を変更したときは、速やかに、その旨を記載した届書を存続厚生年金基金に提出しなければならない。ただし、当該加入員が育児休業等を終了する予定の日の前日までに平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第一百三十九条第七項又は第八項の規定の適用を受ける産前産後休業（改正後厚生年金保険法第二十三条の三第一項に規定する産前産後休業）を開始したことにより育児休業等を終了したときは、この限りでない。	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法百三十九条第七項若しくは第八項又は第一百四十条第八項の規定により掛金の額が免除された加入員を使用する存続厚生年金基金の設立事業所の事業主であつて、平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第一百三十九条第七項又は第八項に規定する申出をしたものは、当該加入員が育児休業等を終了する予定の日を変更したときは、速やかに、その旨を記載した届書を存続厚生年金基金に提出しなければならない。ただし、当該加入員が育児休業等を終了する予定の日の前日までに平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第一百三十九条第七項又は第八項の規定の適用を受ける産前産後休業（改正後厚生年金保険法第二十三条の三第一項に規定する産前産後休業）を開始したことにより育児休業等を終了したときは、この限りでない。			
2 平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法百三十九条第七項若しくは第八項又は第一百四十条第八項の規定により掛けられることのないおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第一百三十九条第七項又は第八項の規定により読み替えて適用する同条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第八十一条の三第二項に規定する厚生労働省令で定める場合は、加入員が二以上の育児休業等を終了した日とその次の育児休業等を開始した日との間に当該加入員が就業した日がないときとする。 3 平成二十五年改正法附則第五条第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第八十一条の三第二項に規定する厚生労働省令で定める場合は、加入員が二以上の育児休業等を終了した日とその次の育児休業等を開始した日との間に当該加入員が就業した日がないときとする。 4 平成二十五年改正法附則第五条第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第一百三十九条第七項第二号に規定する育児休業等の日数として厚生労働省令で定めるところにより計算した日数は、その育児休業等を開始した日の属する月における当該育児休業等を開始した日から当該育児休業等を終了するまでの期間の日数（加入員が育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第九条の二第一項に規定する出生時育児休業をする場合には、同法第九条の五第四項の規定に基づき当該加入員を使用する事業主が当該加入員を就業させた日数（当該事業主が当該加入員を就業させる時間数を当該加入員に係る一日の所定労働時間数で除して得た数（その数に一未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）をいう。）を除いた日数）とする。ただし、当該加入員が当該月において二以上の育児休業等をする場合（平成二十五年改正法附則第五条第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第八十一条の三第二項の規定によりその全部が一の育児休業等とみなされる場合を除く。）には、これらの育児休業等につきそれぞれこの項の規定により計算した日数を合算して得た日数とする。	2 平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法百三十九条第七項若しくは第八項又は第一百四十条第八項の規定により掛けられることのないおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第一百三十九条第七項又は第八項の規定により読み替えて適用する同条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第八十一条の三第二項に規定する厚生労働省令で定める場合は、加入員が二以上の育児休業等を終了した日とその次の育児休業等を開始した日との間に当該加入員が就業した日がないときとする。 3 平成二十五年改正法附則第五条第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第一百三十九条第七項第二号に規定する育児休業等の日数として厚生労働省令で定めるところにより計算した日数は、その育児休業等を開始した日の属する月における当該育児休業等を開始した日から当該育児休業等を終了するまでの期間の日数（加入員が育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第九条の二第一項に規定する出生時育児休業をする場合には、同法第九条の五第四項の規定に基づき当該加入員を使用する事業主が当該加入員を就業させた日数（当該事業主が当該加入員を就業させる時間数を当該加入員に係る一日の所定労働時間数で除して得た数（その数に一未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）をいう。）を除いた日数）とする。ただし、当該加入員が当該月において二以上の育児休業等をする場合（平成二十五年改正法附則第五条第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第八十一条の三第二項の規定によりその全部が一の育児休業等とみなされる場合を除く。）には、これらの育児休業等につきそれぞれこの項の規定により計算した日数を合算して得た日数とする。			
（自動公衆送信による公告の方法） 第十七条の二 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）による自動公衆送信による公告は、存続連合会のウェブサイトへの掲載により行うものとする。 第十七条の二の二 存続厚生年金基金に係る育児休業等期間中の加入員に係る掛金免除の申出等） によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百一十七条第三項に規定する設立事業所をいう。以下同じ。）の事業主は、平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十九条第七項又は第八項に規定する申出をするときは、当該申出に係る加入員について、次の各号に掲げる事項（第七号に掲げ	（自動公衆送信による公告の方法） 第十七条の二 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）による自動公衆送信による公告は、存続連合会のウェブサイトへの掲載により行うものとする。 第十七条の二の二 存続厚生年金基金に係る育児休業等期間中の加入員に係る掛金免除の申出等） によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百一十七条第三項に規定する設立事業所をいう。以下同じ。）の事業主は、平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十九条第七項又は第八項に規定する申出をするときは、当該申出に係る加入員について、次の各号に掲げる事項（第七号に掲げ			

る事項にあつては、育児休業等（改正後厚生年金保険法第二十三条の二第一項に規定する育児休業等をいう。以下同じ。）を開始した日の属する月とその育児休業等が終了する日の翌日が属する月が同一である場合に限る。）を記載した申出書を存続厚生年金基金に提出しなければならない。

（存続厚生年金基金に係る育児休業等期間中の加入員に係る給与の額の届出に関する経過措置）

第十七条の三 存続厚生年金基金の設立事業所の事業主は、廃止前厚生年金基金令第十八条の規定によりその例によるものとされている改正後厚生年金保険法第二十三条の三第一項に該当する加入員について、速やかに、次の各号に掲げる書類を記載した届書正副三通を存続厚生年金基金に提出しなければならない。

- | | |
|---|---|
| 二
加入員番号 | 三
産前産後休業を終了した年月日 |
| | 四
産前産後休業を終了した日において養育する当該産前産後休業に係る子の氏名及び生年月日 |
| | 五
産前産後休業を終了した日の翌日が属する月以後三月間の各月の報酬の額及び当該各月における報酬の支払の基礎となつた日数 |
| | （存続厚生年金基金に係る産前産後休業期間中の加入員についての掛金免除の申出等に関する経過措置） |
| 一
氏名及び生年月日 | 二
加入員番号 |
| | 三
使用されている事業所の名称及び所在地 |
| | 四
産前産後休業を開始した年月日 |
| | 五
産前産後休業に係る子の出産予定年月日 |
| | 六
多胎妊娠の場合にあっては、その旨 |
| | 七
申出に係る加入員が産前産後休業に係る子を出産した場合にあっては、当該子の氏名及び生年月日 |
| | 八
産前産後休業を終了する年月日（次項において「産前産後休業終了予定日」という。） |
| | 九
平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第一百三十九条第九項において準用する同条第七項若しくは第八項の規定により掛け金の額又は平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第四百四十条第十項において準用する同条第八項の規定により徴収金の額が免除された加入員を使用する存続厚生年金基金の設立事業所の事業主であつて、平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第一百三十九条第九項において準用する同条第七項又は第八項に規定する申出をしたものは、前項各号に掲げる事項に変更があつたとき又は当該加入員が産前産後休業終了予定日の前日までに産前産後休業を終了したときは、速やかに、その旨を記載した届書を存続厚生年金基金に提出しなければならない。 |
| | （存続厚生年金基金に係る受給権者の所在不明の届出等に関する経過措置） |
| 一
所在不明となつた受給権者の氏名及び性別 | 二
受給権者と同一世帯である旨 |
| 三
一年金証書の番号 | |
| 二
存続厚生年金基金は、前項の届書が提出されたときには、規約の定めるところにより、当該受給権者に対し、自ら署名した書面その他の生存を明らかにできる書面の提出を求めることがができる。 | 三
前項の規定により同項に規定する書面の提出を求められた受給権者は、規約の定めるところにより、当該書面を存続厚生年金基金に提出しなければならない。

（加入員等の個人情報の取扱い） |
| 四
第十七条の六
前項の規定により同項に規定する書面の提出を求められた受給権者は、規約の定めるところにより、当該書面を存続厚生年金基金に提出しなければならない。

（加入員等の個人情報の取扱い） | 五
前項の規定により同項に規定する書面の提出を求められた受給権者は、規約の定めるところにより、当該書面を存続厚生年金基金に提出しなければならない。

（加入員等の個人情報の取扱い） |

る情報を収集し、保管し、又は使用するに当たっては、その業務の遂行に必要な範囲内で当該個人に関する情報を収集し、保管し、及び使用するものとする。ただし、本人の同意がある場合は、その他正当な事由がある場合は、この限りでない。

第一卷四

(存続厚生年金基金に係る)産前産後休業期間中の加入員についての掛金免除の申出等に関する経過措置の四 孝院厚生年金基金の設立事業所の事業主は、平成二十五年五月一日至付則第五条第一項第十七項の四

三 産前産後休業を終了した年月日
四 産前産後休業を終了した日ににおいて養育する当該産前産後休業に係る子の氏名及び生年月日
五 産前産後休業を終了した日の翌日が属する月以後三月間の各月の報酬の額及び当該各月における報酬の支払の基礎となつた日数

第十八條

(物納に関する準用規則)

七 申出に係る加入員が産前産後休業に係る子を出産した場合にあつては、当該子の氏名及び生年月日
八 産前産後休業を終了する年月日（次項において「産前産後休業終了予定日」という。）
平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前

正前確定給付企業年金法第百四十四条の規定を適用する場合について準用する
（責任準備金相当額の減額の申請）

第十九条

正前確定給付企業年金法第百四十四条の規定を適用する場合について準用する。
（責任準備金相当額の減額の申請）

第十七条の五 存続厚生年金基金に係る受給権者の所在不明の届出等に関する経過措置

にあつては平成二十五年改正法附則第十一条第七項の規定、清算額減額申請にあつては平成二十五年改正法附則第二十条第三項の規定の適用がないものとして計算した責任準備金相当額及びその算出の基礎となる事項を示した書類

三年金証書の番号

よりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第三十三条の規定により算定され、頂の掛金を改めて、ことじきを正する書類

2 三
年金証書の番号
存続厚生年金基金は、前項の届書が提出されたときには、規約の定めるところにより、当該受給権者に対し、自ら署名した書面その他の生存を明らかにできる書面の提出を求めることができる。

四 口 次条第一項の規定に基き計算した率及びその算出の基礎となる事項を示した書類
四 年金たる給付又は一時金たる給付に要する費用を抑制するために必要な措置を講じていることを証する書類

第十七条の六

一項第一号の解散した日（清算型減額申請にあつては、平成二十五年改正法附則第十九条第九項の規定により解散した日）とみなして平成二十六年経過措置政令第十条の規定に基づき計算した額及びその算出の基礎となる事項を示した書類

(自主解散型基金等の加入員の標準報酬月額の総額及び標準賞与額の総額に対する掛金の総額の比率の計算方法)

第二十条 平成二十六年経過措置政令第九条第一号、第十二条第一号、第十三条第一号イ、第二十条第一号、第二十三条第一号及び第二十四条第一号イの当該基金(平成二十六年経過措置政令第九条第一号、第十二条第一号及び第十三条第一号イにあつては自主解散型基金をいう。以下同じ。)、平成二十六年経過措置政令第二十条第一号、第二十三条第一号及び第二十四条第一号イにあつては清算型基金(平成二十五年改正法附則第十九条第一項に規定する清算型基金をいう。以下同じ。)をいう。以下この項において同じ。)の加入員の標準報酬月額の総額及び標準賞与額の総額に対する掛金の総額(免除保険料額(平成二十六年経過措置政令第九条第一号に規定する免除保険料額をいう。以下同じ。)に相当する額を除く。次項及び次条において同じ。)の比率として厚生労働省令で定めることにより計算した率は、第一号に掲げる率に第一号に掲げる率を乗じて得た率から第三号に掲げる率を控除して得た率とする。

一 減額申請日(平成二十六年経過措置政令第九条第一号、第十二条第一号、第十三条第一号イ、第二十条第一号、第二十三条第一号及び第二十四条第一号イに規定する申請をした日をいう。以下この号において同じ。)の属する月前二年間に当該基金が徴収した掛け金の総額(平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法附則第三十二条第一項の認可を受けた基金にあつては、掛け金の額と当該認可を受けたとした場合に得られていたと見込まれる免除保険料額を合計した額の総額)を、当該基金の加入員又は加入員であつた者に係る減額申請日の属する月前二年間の標準報酬月額の総額及び標準賞与額の総額で除して得た率

二一四(平成二十六年経過措置政令第十三条第一号又は第二十四条第一号イの規定に基づき率を計算する場合にあつては、一・三六)を、当該基金における平均的な老齢年金給付の額(平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法附則第三十二条第一項の認可を受けた基金にあつては、当該認可を受けなかつたとした場合に得られていたと見込まれる免除保険料額の当該基金における平均的な老齢年金給付の額)の当該基金における平均的な代行給付(平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十二条第二項に規定する額に相当する部分の老齢年金給付をいう。)の額に対する比率で除して得た率

三 第一号の期間における当該基金の免除保険料額の総額を、同号の標準報酬月額の総額及び標準賞与額の総額で除して得た率

二 前項の規定は、平成二十六年経過措置政令第十八条第三項第一号の当該存続厚生年金基金の加入員の標準報酬月額及び標準賞与額の総額に対する掛け金の総額の比率として厚生労働省令で定めるところにより計算した率について準用する。この場合において、前項第一号中「減額申請日(平成二十六年経過措置政令第九条第一号、第十二条第一号、第十三条第一号イ、第二十条第一号、第二十三条第一号及び第二十四条第一号イに規定する申請をした日)」とあるのは「指定日(平成二十六年経過措置政令第十八条第二項第一号に規定する指定日)」と、「減額申請日」であるのは「指定日」のとおりである。「指定日」と同項第二号中「一・四(平成二十六年経過措置政令第十二条第一号、第十三条第一号イ又は第二十四条第一号イの規定に基づき率を計算する場合にあつては、一・三六)」とあるのは「一・四」と読み替えるものとする。
(平成二十一年度及び平成二十三年度における全ての厚生年金基金の加入員の標準報酬月額の額及び標準賞与額の総額に対する掛け金の総額の比率として厚生労働省令で定める率は、千分の二十六とする。)

第二十一条 平成二十六年経過措置政令第九条第一号、第十二条第一号、第十三条第一号イ、第十八条规定の承認の申請)

第二十二条 存続厚生年金基金による平成二十五年改正法附則第十二条第一項(平成二十六年経過措置政令第十六条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。)に規定する

自主解散型納付計画(以下「自主解散型納付計画」という。)及び平成二十五年改正法附則第二十一条第一項(平成二十六年経過措置政令第二十八条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。)に規定する清算型納付計画(以下「清算型納付計画」という。)の承認の申請は、代議員会において代議員の定数の三分の二以上の多数により議決し、申請書に、当該存続厚生年金基金に係る自主解散型納付計画又は清算型納付計画(以下「自主解散型納付計画等」という。)及び次の各号に掲げる書類添付して、厚生労働大臣に提出することによって行うものとする。

一 平成二十五年改正法附則第十二条第一項又は第二十二条第一項の規定による申請をした日(以下「納付猶予申請日」という。)前一月以内現在における財産目録及び貸借対照表と前号において財産目録及び貸借対照表を作成する日を解散する日とみなして計算した責任準備金相当額及びその算出の基礎となる事項を示した書類

二 次のイ又はロのいずれかに掲げる書類

イ 納付猶予申請日の属する月前二年間において平成二十六年経過措置政令第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第三十三条の規定により算定された額の掛け金を徴収していたことを証する書類

ロ 第十二条第一項の規定に基づき計算した率及びその算出の基礎となる事項を示した書類

四 年金たる給付又は一時金たる給付に要する費用を抑制するために必要な措置を講じていることを証する書類

五 有するものとされた改正前厚生年金保険法第百十五条第二項の規定による規約の変更の認可の申請を、当該自主解散型納付計画等の承認の申請を行う日までに行わなければならない。

六 存続厚生年金基金は、自主解散型納付計画等の承認の申請をする場合には、当該自主解散型納付計画等の承認の申請に伴う平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百十五条第二項の規定による規約の変更の認可の申請を、当該自主解散型納付計画等の承認の申請の申請を行なう日までに行わなければならない。

七 存続厚生年金基金の設立事業所の事業主(当該存続厚生年金基金を共同して設立している場合にあつては、当該存続厚生年金基金を設立している各事業主(平成二十六年経過措置政令第十六条第一項及び第二十八条第一項に規定する基金一括納付対象事業主を除く。)以下この項及び次項、第二十三条第一項第二号、第二十四条並びに第二十五条第二項において同じ。)は、自主解散型納付計画等の承認の申請を行う場合は、申請書に次の各号に掲げる書類を添付し、厚生労働大臣に提出することによって行うものとする。

一 当該事業主に係る自主解散型納付計画等

二 当該自主解散型納付計画書等に記載された当該設立事業所の事業主に係る納付の猶予を受けようとする額の支払期月及び当該支払期月ごとに支払額を記載した書類(第二十五条第一項において「損益計算書等」という。)

三 損益計算書その他の当該設立事業所の收支の状況を示す書類(第二十五条第一項において「損益計算書等」という。)

四 前項の提出は、当該設立事業所の事業主が設立している存続厚生年金基金を経由して行うものとする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。
(自主解散型納付計画等の記載事項)

第二十三条 平成二十五年改正法附則第十二条第三項第四号及び第二十一条第三項第三号の厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項(設立事業所の事業主が単独の存続厚生年金基金にあつては、第二号に掲げる事項を除く。)とする。

一 清算が結了するまでの間ににおける自主解散型納付計画等に基づく事務その他の清算に係る事務の執行に関する事項

二 納付の猶予を受けようとする金額に係る設立事業所の事業主との負担方法

三 平成二十五年改正法附則第十二条第四項第三号及び第二十一条第四項第三号の厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一 当該設立事業所の事業主が設立している存続厚生年金基金が解散した後に確定給付企業年金(自主解散型納付計画等の承認の申請)
若しくは改正後確定拠出手年金法第二条第一項に規定する企業型年金(以下「企業型年金」といふ。)を実施する場合又は中小企業退職金共済法(昭和三十四年法律第百六十号)第二条第三

項に規定する退職金共済契約（以下単に「退職金共済契約」という。）を締結する場合は、そ
の概要

二 納付の猶予を受けようとする期間が五年を超える場合は、その理由
3 平成二十五年改正法附則第十二条第四項第二号及び第二十一条第四項第二号の当該事業主が納
付の猶予を受けようとする額は、年を単位として分割して当該自主解散型納付計画等に記載しな
ければならない。

（自主解散型納付計画等の承認の要件）

第二十四条 平成二十五年改正法附則第十二条第七項第二号及び第二十一条第六項第二号の厚生労
働省令で定める要件は、次のいずれにも該当するものとする。

一 収支の状況その他當該設立事業所の経営の状況から見て当該自主解散型納付計画等に記載さ
れた當該設立事業所の事業主に係る納付の猶予を受けようとする額及びその期間の設定が合理
的なものであること。

二 年を単位として分割して自主解散型納付計画等に記載された當該設立事業所の事業主に係
る納付の猶予を受けようとする額の設定が合理的なものであること。

三 当該設立事業所の事業主の負担する金額が前条第一項第二号に規定する事業主ごとの負担方
法その他の事情から見て適正なものであること。

（納付計画の変更）

第二十五条 平成二十五年改正法附則第十四条第一項（同条第四項、平成二十五年改正法附則第二
十三条及び第三十二条において準用する場合を含む。以下この項及び第三項において同じ。）の
規定により自主解散型納付計画等及び平成二十五年改正法附則第三十条第一項（平成二十六年經
過措置政令第三十七条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）に規定する清
算未了特定基金型納付計画（以下「清算未了特定基金型納付計画」という。）（以下これらの計画
を単に「納付計画」という。）の変更の申請は、申請書に、変更後の納付計画及び平成二十五年
改正法附則第十四条第一項の猶予がされた期間内に猶予がされた額を納付することができないや
むを得ない理由及び損益計算書等を添付して厚生労働大臣に提出することによつて行うものとす
る。

2 存続厚生年金基金の設立事業所の事業主は、自主解散型納付計画等の承認の申請をする場合
は、当該承認の申請と同時に、平成二十五年改正法附則第十四条第一項の規定による自主解散型
納付計画の変更の承認の申請又は平成二十五年改正法附則第二十三条において準用する同項の規
定による清算型納付計画の変更の承認の申請をすることができる。

3 厚生労働大臣は、平成二十五年改正法附則第十四条第一項の承認の申請があつた場合において、
当該申請が次に掲げる要件のいずれにも適合すると認めるとときは、その承認をするものとす
る。

一 収支の状況その他當該設立事業所の経営の状況から見て當該変更後の納付計画に基づき納付
することが可能であると見込まれること。

二 年を単位として分割して當該変更後の納付計画に記載された當該設立事業所の事業主（當該
存続厚生年金基金を共同して設立している場合には、当該存続厚生年金基金を設立してい
いる各事業主（平成二十六年経過措置政令第十六条第一項及び第二十八条第一項並びに平成二
十六年経過措置政令第三十七条において読み替えて適用する平成二十五年改正法附則第三十条
第一項に規定する基金一括納付対象事業主を除く。）に係る納付の猶予を受けようとする額の
年ごとの額の設定が合理的であると認められること。

（納付の猶予の場合の加算金の徴収）

第二十六条 平成二十五年改正法附則第十六条第一項（平成二十五年改正法附則第二十三条及び第
三十二条において準用する場合を含む。）に定める加算金のうち同項第一号に定める額について
は、徴収金額の一部につき納付があつたときに、當該納付額を同号における徴収金額とみなして
同号の規定により計算した額を徴収するものとする。

（清算計画の提出）

第二十七条 平成二十五年改正法附則第十九条第七項の規定による清算計画は、代議員会において
代議員の定数の三分の二以上の多数により議決し、厚生労働大臣が指定する日までに厚生労働大
臣に提出しなければならない。

（清算未了特定基金型納付計画の提出）

第二十八条 清算未了特定基金型納付計画は、当該清算未了特定基金型納付計画に次に掲げる書類
を添付して、厚生労働大臣に提出することによつて行うものとする。

一 当該清算未了特定基金（平成二十五年改正法附則第三十条第一項に規定する清算未了特定基
金をいう。以下同じ。）が清算未了特定基金型納付計画の提出に同意したことを証する書類
（金をいう。以下同じ。）が清算未了特定基金型納付計画の提出に同意したことの証する書類

二 損益計算書その他の当該清算未了特定基金の設立事業所の事業主（当該存続厚生年金基金を設立
共同して設立している場合にあつては、当該存続厚生年金基金を設立している各事業主（平成
二十六年経過措置政令第三十七条において読み替えて適用する平成二十五年改正法附則第三十
一条第一項に規定する基金一括納付対象事業主を除く。）以下この条、次条第一項及び第三十条
において同じ。）の経営の状況を示す書類

三 当該設立事業所の事業主に係る納付の猶予を受けようとする額の支払期月及び当該支払期月
ごとに支払う額を記載した書類

四 平成二十五年改正法附則第三十条第五項の規定に基づき算定した額の算定の根拠を示す書類
一 前項の提出は、当該設立事業所の事業主が設立している清算未了特定基金を経由して行うこと
ができる。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

（清算未了特定基金型納付計画の記載事項）

第二十九条 平成二十五年改正法附則第三十条第四項第三号の厚生労働省令で定める事項は、当該
設立事業所の事業主について確定給付企業年金若しくは企業型年金を実施している場合若しくは
実施する場合又は退職金共済契約を締結している場合若しくは締結する場合にあつてはその概要
とする。

第三十条 平成二十五年改正法附則第三十条第七項第一号の厚生労働省令で定める要件は、次の各
号のいずれにも該当するものとする。

2 収支の状況その他當該設立事業所の経営の状況から見て当該清算未了特定基金型納付計画に記載しなければならない。
（清算未了特定基金型納付計画の承認の要件）

第三十一条 平成二十六年改正法附則第三十条第一号の厚生労働省令で定める者は、次のとおり
とする。

一 平成二十六年経過措置政令第四十条第一号に規定する存続厚生年金基金の設立事業所に使用
される者であつて、事業の承継が行われる時点において承継される事業に主として從事してい
たもの

二 事業の承継の時点において承継される事業に主として從事することとなることが明らかであるもの
後に当該承継される事業に主として從事していない者であつて、当該時点

（実施事業所の一部に係る事業に主として從事していた者）

第三十二条 平成二十六年経過措置政令第四十条第一号の厚生労働省令で定める者は、次のとおり
とする。

一 平成二十六年経過措置政令第四十条第一号に規定する存続厚生年金基金の設立事業所に使用
される者であつて、事業の承継が行われる時点において承継される事業に主として從事してい
たもの

二 事業の承継の時点において承継される事業に主として從事することとなることが明らかであるもの
後に当該承継される事業に主として從事することとなることが明らかであるもの

（存続厚生年金基金から移行した確定給付企業年金の掛金の額の計算に関する経過措置）

第三十三条 平成二十五年改正法附則第三十五条第一項の規定に基づき残余財産の交付を受けた確
定給付企業年金の事業主等（改正後確定給付企業年金法第二十九条第一項に規定する事業主等を
いう。以下同じ。）に係る第二条の規定による改正後の確定給付企業年金法施行規則（以下「改
正後確定給付企業年金法施行規則」という。）第四十六条第一項に規定する特別掛金額（以下「特
別掛金額」という。）について、当該交付された残余財産を原資として老齢給付金等（平成二十
五年改正法附則第三十五条第二項に規定する老齢給付金等をいう。第三十六条において同じ。）
の支給が行われる者に係る額を改正後確定給付企業年金法施行規則第四十六条第一項第三号に規

定する方法により計算する場合においては、同号の規定にかかわらず、同号中「百分の十五」とあるのは、「百分の十に平成二十六年四月一日から公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六十三号)附則第三十五条第一項の規定に基づき残余財産の交付を受けた日までの年数(その期間に一年に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする)」に百分の〇・五を乗じて得た数を加算した数(当該数が百分の十五を超える場合には、「百分の十五とする。」)とすることができる。

2 平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百十条の二第三項、第一百一条第二項又は第一百十二条第四項の規定に基づき存続厚生年金基金の設立事業所に使用される当該存続厚生年金基金の加入員及び加入員であつた者に係る給付(平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十二条第二項に規定する額に相当する給付を除く。次条第一項、第三十四条第一項、第三十五条及び第三十六条において「存続厚生年金基金の加入員及び加入員である権利義務を承継した確定給付企業年金の事業主等に係る特別掛金額について、当該給付の支給に関する権利義務が移転された者に係る額を改正後確定給付企業年金法施行規則第四十六条第一項第三号に規定する方法により計算する場合においては、同号の規定にかかわらず、同号中「百分の十五」とあるのは、「百分の十に平成二十六年四月一日から公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六十三号)以下「平成二十五年改正法」という。)附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第二条の規定による改正前の確定給付企業年金法第百十条の二第三項、第一百一条第二項又は第一百十二条第四項の規定に基づき存続厚生年金基金(平成二十五年改正法附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金をいう。以下同じ。)の設立事業所に使用される当該存続厚生年金基金の加入員及び加入員であつた者に係る給付(平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第百三十一条第二項に規定する額に相当する給付を除く。)の支給

3 平成二十五年改正法附則第十三条第二項若しくは第二十条第二項の規定に基づく認定又は平成二十五年改正法附則第十三条第二項若しくは第二十二条第二項の規定に基づく納付の猶予を受けた存続厚生年金基金の設立事業所(当該存続厚生年金基金が解散した場合にあつては、設立事業所であつたもの。次条第一項、第三十四条第一項及び第三十六条において同じ。)が新たに確定給付企業年金を実施し、改正後確定給付企業年金法第二十八条第三項又は平成二十六年経過措置政令第三十条第一項の規定に基づく納付の猶予を受けた存続厚生年金基金の加入員であつた期間を加入者期間に算入した場合における当該確定給付企業年金の加入者期間が算入された者に係る額を改正後確定給付企業年金法施行規則第四十六条第一項第三号に規定する方法により計算する場合においては、同号の規定にかかわらず、同号中「百分の十に平成二十六年四月一日から法第二十八条第三項又は公的年金制度五百」とあるのは、「百分の十に平成二十六年四月一日から法第二十八条第三項又は公的年金制度五百」の規定に基づく納付の猶予を受けた存続厚生年金基金の設立事業所(当該存続厚生年金基金の加入員及び加入員であつた者に係る改正前確定給付企業年金法の規定による給付の支給に関する権利義務を承継した確定給付企業年金の事業主等が当該権利義務が移転された者に係る特別掛金額について、又は平成二十五年改正法附則第十三条第五項若しくは第二十条第二項の規定に基づく認定若しくは平成二十五年改正法附則第十三条第二項若しくは第二十二条第二項の規定に基づく納付の猶予を受けた存続厚生年金基金の設立事業所が新たに確定給付企業年金を実施し、改正後確定給付企業年金法第二十八条第三項若しくは平成二十六年経過措置政令第三十条第一項の規定に基づき当該存続厚生年金基金の加入員であつた者について当該存続厚生年金基金における加入員期間を算入した場合の当該存続厚生年金基金の加入員であつた者に係る特別掛金額について、それぞれ当該確定給付企業年金の事業主等に対する改正後確定給付企業年金法施行規則第五十六条第一号の規定を適用する場合については、事業年度の末日が平成二十七年三月三十日までの間、同号中「二十年間」とあるのは、「平成二十六年四月一日から公的年金制度の健

三第一号イ(1)に規定する財政計算をいう。以下同じ。)を実施する場合にあつては、改正後確定給付企業年金法施行規則第四十六条第一項の規定にかかわらず、特別掛金額は、次の各号に掲げる額を合算した額とすることができる。この場合において、第一号に掲げる額の計算に係る同項第一号、第二号又は第四号の規定の適用については、同項第一号中「三十年」とあるのは、「三十年」とする。

一 当該残余財産の交付に係る実施事業所の当該残余財産が交付された者に係る過去勤務債務の額(改正後確定給付企業年金法施行規則第四十六条第一項に規定する過去勤務債務の額をいう。以下同じ。)の全部又は一部(次号及び次項において「厚生年金基金の過去期間通算による過去勤務債務の額」という。)について、同条第一項第一号、第二号又は第四号の規定に基づき計算した額とが同一。当該残余財産が交付された者に係る過去勤務債務の額から厚生年金基金の過去期間通算による過去勤務債務の額を控除した額について、改正後確定給付企業年金法施行規則第四十六条第一項の規定にかかわらず、特別掛金額は、次の各号に掲げる額を合算した額とすることができる。

5 前項の場合において、前回の財政計算において発生した厚生年金基金の過去期間通算による過去勤務債務の額の償却が完了していない場合にあつては、改正後確定給付企業年金法施行規則第四十六条第一項の規定にかかわらず、特別掛金額を合算した額とすることができる。

6 前二項の規定は、第二項の規定に基づき特別掛金額を計算した場合について準用する。この場合において、第四項第一号中「残余財産の交付」とあり、及び「過去期間通算」とあるのは、「権利義務の承継」と、「当該残余財産が交付された者」とあるのは、「権利義務が承継された者」と、同項第二号及び前項中「過去期間通算」とあるのは、「権利義務の承継」と読み替えるものとする。

7 第四項及び第五項の規定は、第三項の規定に基づき特別掛金額を計算した場合について準用する。この場合において、第四項第一号中「当該残余財産の交付に係る」とあるのは「当該」と、「当該残余財産が交付された者」とあるのは「当該過去期間通算が行われた者」と読み替えるものとする。
 (存続厚生年金基金の設立事業所が確定給付企業年金を実施する場合の積立不足による掛金の額の再計算の特例)
 第三十三条 平成二十五年改正法附則第三十五条第一項の規定に基づき残余財産の交付を受けた確定給付企業年金の事業主等が当該残余財産の交付に係る者に係る特別掛金額について、存続厚生年金基金の加入員及び加入員であつた者に係る改正前確定給付企業年金法の規定による給付の支給に関する権利義務を承継した確定給付企業年金の事業主等が当該権利義務が移転された者に係る特別掛金額について、又は平成二十五年改正法附則第十三条第五項若しくは第二十条第二項の規定に基づく認定若しくは平成二十五年改正法附則第十三条第二項若しくは第二十二条第二項の規定に基づく納付の猶予を受けた存続厚生年金基金の設立事業所が新たに確定給付企業年金を実施し、改正後確定給付企業年金法第二十八条第三項若しくは平成二十六年経過措置政令第三十条第一項の規定に基づき当該存続厚生年金基金の加入員であつた者について当該存続厚生年金基金における加入員期間を算入した場合の当該存続厚生年金基金の加入員であつた者に係る特別掛金額について、それぞれ当該確定給付企業年金の事業主等に対する改正後確定給付企業年金法施行規則第五十六条第一号の規定を適用する場合については、事業年度の末日が平成二十七年三月三十日までの間、同号中「二十年間」とあるのは、「平成二十六年四月一日から公的年金制度の健

4 平成二十五年改正法附則第三十五条第一項の規定に基づき確定給付企業年金の事業主等が残余財産の交付を受けた場合において、財政計算(改正後確定給付企業年金法施行規則第二十四条の規定によるものとする)に百分の〇・五を乗じて得た数を加算した数(当該数が百分の十五を超える場合にあつては、「百分の十五とする。」)とすることができる。

の当該解散した存続厚生年金基金の加入員であつた期間を超える場合にあつては、当該解散基金加入員等の当該解散した存続厚生年金基金の加入員であつた期間とすること。

二 その他当該解散基金加入員等について不當に差別的なものでなく合理的な計算方法であると認められること。

(平成二十五年改正法附則第三十五条第一項の規定による申出等)

第三十八条 平成二十五年改正法附則第三十五条第一項の規定による申出は、解散基金加入員等に係る次の各号に掲げる事項を確定給付企業年金の事業主等に対し提出することによつて行うものとする。

一 氏名、性別、生年月日及び住所

二 平成二十五年改正法附則第三十五条第一項の規定に基づき交付を申し出る残余財産の額

三 平成二十五年改正法附則第三十五条第一項の規定による提出は、次に掲げる方法のいずれかにより行うものとする。

一 電子情報処理組織(送信者の使用に係る電子計算機と、受信者の使用に係る電子計算機とを

電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。)を使用する方法のうち又はロに掲げるもの(以下「電子情報処理組織を使用する方法」という。)

イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された書面により通知すべき事項を電気通信回線を通じて受信者の閲覧に供し、当該受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法

二 電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)に係る記録媒体をいう。以下同じ。)をもつて調製するファイルに書面により通知すべき事項を記録したもの交付する方法

三 書面を交付する方法

四 平成二十五年改正法附則第三十五条第四項の規定による通知は、次の各号に掲げる事項を記載した通知書を当該解散基金加入員等に送付することによつて行うものとする。

一 資産管理運用機関等(改正後確定給付企業年金法第三十条第三項の規定による資産管理運用機関等をいう。)が残余財産の移換を受けた年月日及びその額

二 平成二十六年経過措置政令第四十二条の規定により解散基金加入員等に係る加入者期間に入される期間

掲示して行うものとする。

(解散した存続厚生年金基金による交付の申出等)

第三十九条 平成二十五年改正法附則第三十六条第一項(同条第七項において準用する場合を含む。以下同じ。)の申出は、解散存続厚生年金基金(同条第一項に規定する解散した存続厚生年金基金をいう。以下この条及び第四十二条において同じ。)の設立事業所の事業主のうち、その雇用する解散基金加入員(同項に規定する解散基金加入員をいう。以下同じ。)に分配すべき残余財産のうち被共済者持分額(以下「被共済者持分額」という。)の範囲内の額の交付を希望する事業主(以下「対象事業主」という。)ごとに、次に掲げる事項を記載した書面を独立行政法人勤労者退職金共済機構(以下この条及び第四十二条において「機構」という。)へ提出するこ

とにより行うものとする。

一 解散存続厚生年金基金の名称、住所及び基金番号

二 対象事業主の氏名又は名称及び住所

三 対象事業主の雇用する解散基金加入員(被共済者持分額のうち、対象事業主が機構への交付を希望する額(以下「交付予定額」という。)の交付を希望する者に限る。)の氏名

五 前号の解散基金加入員に係る交付予定額及びその総額

六 第四号の解散基金加入員に係る存続厚生年金基金の加入員の資格の取得及び喪失の年月日並びに当該存続厚生年金基金の加入員であった期間の月数

七 その他申出に関し必要な事項

一 對象事業主及び前項第四号の解散基金加入員が、交付予定額の交付を希望することを証する書類

二 解散存続厚生年金基金が解散した日を証する書類

三 前項第六号の年月日及び月数を証する書類(掛金納付月数の通算等)

第四十条 平成二十五年改正法附則第三十六条第二項の規定による掛金納付月数の通算は、同条第一項に規定する退職金共済契約(以下この項及び第四十二条において「退職金共済契約」という。)の効力が生じた日の属する月から当該通算する月数分遡った月において同日に応当する日(その日に応当する日がない月においては、その月の末日。以下この条において「みなし加入日」という。)に退職金共済契約の効力が生じ、かつ、当該応当する日の属する月から現に退職金共済契約の効力が生じた日の属する月の前月までの各月分の掛金が当該退職金共済契約の効力が生じた日ににおける当該退職金共済契約の被共済者に係る掛け金月額に相当する額の掛け金月額により納付されたものとみなし、当該通算する月数と当該退職金共済契約に係る掛け金納付月数を通算することにより行うものとする。

二 前項の規定により掛け金の納付があつたものとみなされた被共済者に対する中小企業退職金共済法第十条第二項第三号ロ(同法第十六条第三項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、みなし加入日に退職金共済契約の効力が生じたものとみなす。

三 平成二十五年改正法附則第三十六条第二項の規定による掛け金納付月数の通算が行われた場合(同条第八項の規定に基づき退職金の額に元利合計額を加算する場合を含む。)における中小企業退職金共済法施行規則(昭和三十四年労働省令第一千三百号)第十九条第二項、第三十条、第四十七条第一項、第四十九条及び附則第三条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

中小企業退職金共済法 施行規則第十九条第二項各号列記以外の部分	中小企業退職金共済法 施行規則第十九条第二項第三号	中小企業退職金共済法 施行規則第十九条第二項第三号	中小企業退職金共済法 施行規則第十九条第二項第三号	繰入	若しくは 繰入れ又は公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。)附則第三十六条第一項(同条第七項において準用する場合を含む。第三号、第三十条、第四十七条第一項及び第四十九条において同じ。)の
				受けなかつた 受けなかつた 受けなかつた 受けなかつた 受けなかつた	受けなかつた又は当該交付がなかつた 受けなかつた又は当該交付がなかつた 受けなかつた又は当該交付がなかつた 受けなかつた又は当該交付がなかつた 受けなかつた又は当該交付がなかつた
中小企業退職金共済法 施行規則第十九条第二項第三号	中小企業退職金共済法 施行規則第十九条第二項第三号	中小企業退職金共済法 施行規則第十九条第二項第三号	中小企業退職金共済法 施行規則第十九条第二項第三号	受けなかつた 受けなかつた 受けなかつた 受けなかつた 受けなかつた	受けなかつた又は当該交付がなかつた 受けなかつた又は当該交付がなかつた 受けなかつた又は当該交付がなかつた 受けなかつた又は当該交付がなかつた 受けなかつた又は当該交付がなかつた
				受けなかつた 受けなかつた 受けなかつた 受けなかつた 受けなかつた	受けなかつた又は当該交付がなかつた 受けなかつた又は当該交付がなかつた 受けなかつた又は当該交付がなかつた 受けなかつた又は当該交付がなかつた 受けなかつた又は当該交付がなかつた
中小企業退職金共済法 施行規則第三十条 第三項	中小企業退職金共済法 施行規則第三十条 第三項	中小企業退職金共済法 施行規則第三十条 第三項	中小企業退職金共済法 施行規則第三十条 第三項	受けなかつた 受けなかつた 受けなかつた 受けなかつた 受けなかつた	受けなかつた又は当該交付がなかつた 受けなかつた又は当該交付がなかつた 受けなかつた又は当該交付がなかつた 受けなかつた又は当該交付がなかつた 受けなかつた又は当該交付がなかつた
				受けなかつた 受けなかつた 受けなかつた 受けなかつた 受けなかつた	受けなかつた又は当該交付がなかつた 受けなかつた又は当該交付がなかつた 受けなかつた又は当該交付がなかつた 受けなかつた又は当該交付がなかつた 受けなかつた又は当該交付がなかつた

<p>中小企業退職金共済法</p> <p>施行規則第四十七条第一項</p> <p>中小企業退職金共済法</p> <p>施行規則第四十九条</p>	<p>場合又は第四十五条の掛金負担軽減措置を受けた共済契約者（平成二十五年改正法の施行の日前から共済契約を引き続き締結している者を除く。）に係る平成二十五年改正法附則第三十六条第一項の申出が行われた場合</p> <p>場合又は第四十五条の掛金負担軽減措置を受けた共済契約者（平成二十五年改正法の施行の日前から共済契約を引き続き締結している者を除く。）に係る平成二十五年改正法附則第三十六条第一項の申出が行われた場合</p>
<p>中小企業退職金共済法</p> <p>施行規則附則第三条</p>	<p>場合を含む。</p> <p>場合を含み、第四十五条の掛金負担軽減措置を受けた共済契約者（平成二十五年改正法の施行の日前から共済契約を引き続き締結している者を除く。）に係る平成二十五年改正法附則第三十六条第一項の申出が行われ公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令（平成二十六年厚生労働省令第二十号。以下「平成二十六年整備省令」という。）第四十条第三項の規定により第四十七条第一項を読み替えて適用する場合を除く。</p> <p>平成二十六年整備省令第四十条第三項の規定により読み替えて適用する第四十九条</p>
<p>中小企業退職金共済法</p> <p>施行規則附則第三十六条第一項</p>	<p>みなし加入日が平成三年四月一日前の日である被共済者に対する中小企業退職金共済法第十一条第二項及び平成二十六年整備政令付録備考の規定の適用については、第二項の規定によるほか、同法第十条第二項第三号口中「一月数となる月」であるのは「月数となる月（平成四年四月以後の月に限る。）」と、平成二十六年整備政令付録備考中「中小企業退職金共済法第十条第二項第三号口」とあるのは、「平成四年四月以後の計算月について中小企業退職金共済法第十条第二項第三号口」とする。</p> <p>（加入促進のための掛金負担軽減措置に関する特例）</p> <p>第四十一条 平成二十五年改正法附則第三十六条第一項の申出に係る被共済者について納付された掛金に係る中小企業退職金共済法施行規則第四十五条の規定の適用については、同条中「及び同居の親族のみを雇用する中小企業者」とあるのは、「同居の親族のみを雇用する中小企業者及び存続厚生年金基金（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金をいう。以下同じ。）の設立事業所の事業主又は同法附則第三十六条第一項に規定する解散した存続厚生年金基金の設立事業所の事業主（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令（平成二十六年厚生労働省令第二十号）第四十二条の規定に基づき同法附則第三十六条第一項において準用する場合を含む。）の交付の申出を行なう（解散計画）。</p> <p>第四十二条 存続厚生年金基金の設立事業所の事業主又は解散存続厚生年金基金の設立事業所の事業主が、退職金共済契約の申込みを行うときは、機構は、中小企業退職金共済法施行規則第四十五条の適用その他の事項について必要な説明を行い、平成二十五年改正法附則第三十六条第一項の申出をするかどうかの確認をするものとする。</p> <p>（解散計画）</p> <p>第四十三条 存続厚生年金基金は、施行日から起算して五年を経過する日までの間において、平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百四十五条第一項第一号又は第二号に掲げる理由により解散をしようとする場合、当該解散に関する計画（以下この条及び次条第一項において「解散計画」という。）を厚生労働大臣に提出することができる。</p> <p>2 解散計画を提出した存続厚生年金基金について、平成二十六年経過措置政令第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金保険法附則第三十六条の三第二号及び</p>

<p>第三号の規定は適用せず、第十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金規則第三十二条第五項の規定の適用については、同項中「計算されなければならない」に記載した書面若しくは電磁的記録媒体を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供しなければならない。</p> <p>（解散計画の記載事項）</p> <p>第四十四条 解散計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 解散計画の適用開始日及び解散予定期 二 事業及び財産の現状 三 年金給付等積立金（平成二十五年改正法附則第十一条第一項に規定する年金給付等積立金をいう。第四十六条第一項において同じ。）の積立ての目標 四 前項第四号に掲げる措置は、同項第三号に掲げる目標に照らして合理的と認められるものでなければならない。 <p>（代行返上計画）</p> <p>第四十五条 存続厚生年金基金は、施行日から起算して五年を経過する日までの間において、平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第一百十一条第一項の規定により当該存続厚生年金基金の加入員及び加入員であつた者に係る給付の支給に関する権利義務の移転を申し出ようとする場合又は平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第一百十二条第一項の規定により企業年金基金（改正後確定給付企業年金法第二条第四項に規定する企業年金基金をいう。）となるうとする場合は、当該権利義務の移転に関する計画（次項及び次条第一項において「代行返上計画」という。）を厚生労働大臣に提出することができる。</p> <p>2 第四十三条第二項及び第三項の規定は、代行返上計画について準用する。この場合において、これらの規定中「解散計画」とあるのは、「代行返上計画」と読み替えるものとする。</p> <p>（代行返上計画の記載事項）</p> <p>第四十六条 代行返上計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 代行返上計画の適用開始日及び代行返上予定期 二 事業及び財産の現状 三 年金給付等積立金の積立ての目標 四 前号の目標を達成するため必要な具体的措置及びこれに伴う収入支出の増減の見込額 <p>（存続厚生年金基金の解散に伴う事務の引継ぎ等）</p> <p>第四十七条 存続厚生年金基金が解散したときは、清算人は、日本年金機構（以下「機構」という。）に対し、遅滞なく、解散した日において当該存続厚生年金基金が年金たる給付の支給の義務を負つている者につき、次の各号に掲げる事項及び第五号に掲げる額の算出の基礎となる事項を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録媒体を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 氏名、性別、生年月日及び基礎年金番号 二 当該存続厚生年金基金が年金たる給付の支給の義務を負つている者の資格の取得及び喪失の年月日 三 平成十五年四月一日前の加入員たる被保険者であった期間（平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法附則第三十二条の

認可を受けた存続厚生年金基金にあつては、当該認可を受けた日以降の当該存続厚生年金基金の加入員であった期間を除く加入員たる被保険者であった期間をいう。以下この号及び次号において同じ。)の報酬標準給与をいう。(以下同じ。)の月額及び被保険者の種別ごとの当該加入員たる被保険者であつた期間の標準報酬月額

四 平成十五年四月一日以後の加入員たる被保険者であつた期間の報酬標準給与の月額及び賞与(廃止前厚生年金基金令第十七条第一項に規定する報酬標準給与をいう。以下同じ。)の額並びに被保険者の種別ごとの当該加入員たる被保険者であつた期間の標準報酬月額及び標準賞与額

五 平成二十五年改正法附則第八条の規定により政府が徴収する額

2 平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百十一条第三項の規定により解散の認可があつたものとみなされた場合には、同項各号列記以外の部分中「解散したとき」とあるのは、「平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百十一条第三項の規定により解散の認可があつたものとみなされたとき」とある。

3 第一条の規定は、存続厚生年金基金が、平成二十六年経過措置政令第三条第一項の規定により読み替えられた平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百十一条第三項の規定により解散の認可があつたものとみなされたときと、「解散した日」とあるのは、「解散の認可があつたものとみなされた日」とする。

4 平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定による給付の支給に関する権利義務の移転の認可を受けたときは、当該権利義務が移転される者」と、同項第二号中「が年金たる給付の支給の義務を負つてゐる者」とあるのは、「加入員」と、同項第五号中「平成二十五年改正法」とあるのは、「平成二十五年経過措置政令第三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百十一条の二第一項の規定による給付の支給に関する権利義務の移転の認可を受けたときは、当該権利義務が移転される者」と、同項第二号中「が年金たる給付の支給の義務を負つてゐる者」とあるのは、「加入員」と、同項第五号中「平成二十五年改正法」とあるのは、「平成二十五年経過措置政令第三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百十一条の二第一項の規定による給付の支給に関する権利義務の移転の認可を受けた」の規定により読み替えて適用する平成二十五年改正法」と読み替えるものとする。

二第六項の規定により読み替えて適用する平成二十五年改正法」と読み替えるものとする。

4 平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定による給付の支給に関する権利義務を承継した確定給付企業年金の事業主等に係る改正後確定給付企業年金法施行令第二十条第一項に規定する加入者に関する原簿について

5 第一条第一項の規定による給付の支給に関する権利義務を承継した確定給付企業年金の事業主等に係る改正後確定給付企業年金法施行令第二十条第一項に規定する加入者に関する原簿について

6 第一条第一項の規定による給付の支給に関する権利義務を承継した確定給付企業年金の事業主等に係る改正後確定給付企業年金法施行規則第二十一条各号に掲げる事項のほか、厚生年金基金の加入員の資格の取得及び喪失年月日とする。

5 第一条第一項の規定による給付の支給に関する権利義務を承継した確定給付企業年金の事業主等に係る改正後確定給付企業年金法施行規則第二十一条各号に掲げる事項のほか、厚生年金基金の加入員の資格の取得及び喪失年月日とする。

6 第一条第一項の規定による給付の支給に関する権利義務を承継した確定給付企業年金の事業主等に係る改正後確定給付企業年金法施行規則第二十一条各号に掲げる事項のほか、厚生年金基金の加入員の資格の取得及び喪失年月日とする。

生年金保険法第百四十五条第一項の規定により解散」と、「当該存続厚生年金基金が年金たる給付」とあるのは、「当該旧厚生年金基金が老齢年金給付」と、「日本年金機構(以下「機関」といふ。)」とあるのは、「存続連合会」と、「期間(平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法附則第三十二条の認可を受けた存続厚生年金基金にあつては、当該認可を受けた日以降の当該存続厚生年金基金の加入員であつた期間を除く加入員たる被保険者であつた期間をいう。以下この号及び次号において同じ。)」とあるのを「期間」と、「附則第八条」とあるのは、「附則第六十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十一条第一項」と、「政府」とあるのは、「存続連合会」と読み替えるものとする。

(存続連合会に係る廃止前厚生年金基金規則の効力等)

第四十八条 存続連合会については、廃止前厚生年金基金規則第六十条の二第二項、第六十九条、第七十一条、第七十二条の二から第七十四条第一項まで、第七十四条の二、第七十四条の三第二項から第四項まで、第七十五条(第一項第一号及び第十一号に係る部分を除く。)、第七十七条及び附則第四項前段の規定、廃止前厚生年金基金規則第六十条の二第二項において準用する同条第一項の規定並びに廃止前厚生年金基金規則第七十四条第一項において準用する廃止前厚生年金基金規則第二十一条(第二項第一号及び第四号を除く。)、第二十三条から第二十八条まで、第三十条の二、第三十条の四、第一章第六節(第二十四条第一号、第三十六条第一号及び第三十七条から第四十条までを除く。)、第一章第七節(第四十二条第三項、第四十四条の二、第四十五条、第四十七条の二及び第四十七条の三を除く。)、第五十三条から第五十六条まで、第六十一条から第六十三条まで、第六十四条の二、第六十五条及び第六十六条の二の規定について、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる廃止前厚生年金基金規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第六十条 法第百五十三 条第二項における 法第百五十三条 第一項において準用する 法	第九条 法第七十 一条第一 項 付	第一条 第七十 一条第一 項 付	第四十八条 存続連合会に 係る廃止前厚生年 金基金規則の効力等
一時金たる給付	一時金たる給付	中途脱退者	平成二十五年改正法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法
法第百六十条 の二第五項 の二第二項	法第百六十条 の二第五項 の二第二項	基金中途脱退者	平成二十五年改正法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法
に交付	に交付	基金中途脱退者	平成二十五年改正法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法
に移換又は交付した	に移換又は交付した	基金中途脱退者	平成二十五年改正法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法

項 三 第一		項 二 第二		項 第七十 二 第二		項 第七十 一 二第一		項 第七十 一 二第一		項 第七十 一 二第一		項 第七十 一 二第一	
老齢厚生年金 又は法附則第 二条の 第一条	解散基金加入 員(確定給付 企業年金法)	法第百六十 一条第八項	法第一百六十一 条	給付	交付金 老齡年金給付 の額の加算又 は一時金たる 交付した	解散基金加入 員 法第一百六十一 条第五項	法第一百六十一 条第七項	給付	解散基金加入員又はその遺族	平成二十五年改正法附則第六十一条第三項又は平成二十五年改正法附則第六十二条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第一百六十一条第七項(平成二十五年改正法附則第六十二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第一百六十一条第七項)による改正後の法第二条の五第一項第一号に規定する解散基金加入員(平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定による改正前の確定給付企業年金法(以下「改正前確定給付企	平成二十五年改正法附則第四十二条第六項及び平成二十五年改正法附則第六十二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第一百六十一条第七項(平成二十五年改正法附則第六十二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第一百六十一条第七項)による改正後の法第二条の五第一項第一号に規定する解散基金加入員(平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定による改正前の確定給付企	基金脱退一時金相当額の移換又は脱退一時金相当額の交付を 基金管理会老齢給付金、存続連合会遺族給付金又は老齡年金給付の額 の加算若しくは一時金たる給付	基金脱退一時金相当額の移換又は脱退一時金相当額の交付金
老齡厚生年金 又は法附則第 二条の 第一条	解散基金加入 員(確定給付 企業年金法)	法第百六十 一条第七項	法第一百六十一 条	平成二十五年改正法附則第四十三条第六項	平成二十五年改正法附則第六十二条第三項又は平成二十五年改正法附則第六十二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第一百六十一条第七項(平成二十五年改正法附則第六十二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第一百六十一条第七項)による改正後の法第二条の五第一項第一号に規定する解散基金加入員(平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定による改正前の確定給付企	平成二十五年改正法附則第四十二条第六項及び平成二十五年改正法附則第六十二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第一百六十一条第七項(平成二十五年改正法附則第六十二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第一百六十一条第七項)による改正後の法第二条の五第一項第一号に規定する解散基金加入員(平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定による改正前の確定給付企	基金脱退一時金相当額の移換又は脱退一時金相当額の交付を 基金管理会老齢給付金、存続連合会遺族給付金又は老齡年金給付の額 の加算若しくは一時金たる給付	基金脱退一時金相当額の移換又は脱退一時金相当額の交付金					
老齡厚生年金 又は法附則第 二条の 第一条	解散基金加入 員(確定給付 企業年金法)	法第百六十 一条	法第一百六十一 条	平成二十五年改正法附則第四十三条第六項	平成二十五年改正法附則第六十二条第三項又は平成二十五年改正法附則第六十二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第一百六十一条第七項(平成二十五年改正法附則第六十二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第一百六十一条第七項)による改正後の法第二条の五第一項第一号に規定する解散基金加入員(平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定による改正前の確定給付企	平成二十五年改正法附則第四十二条第六項及び平成二十五年改正法附則第六十二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第一百六十一条第七項(平成二十五年改正法附則第六十二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第一百六十一条第七項)による改正後の法第二条の五第一項第一号に規定する解散基金加入員(平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定による改正前の確定給付企	基金脱退一時金相当額の移換又は脱退一時金相当額の交付を 基金管理会老齢給付金、存続連合会遺族給付金又は老齡年金給付の額 の加算若しくは一時金たる給付	基金脱退一時金相当額の移換又は脱退一時金相当額の交付金					

四の二 第一項	第七十 二条の 第二項	令第五十二条 の四第一項第 一号	令第五十二条 の四第一項第 二号	令第五十二条 の四第一項第 二号	令第五十二条 の四第一項第 二号	令第五十二条 の四第一項第 二号	令第五十二条 の四第一項第 二号	令第五十二条 の四第一項第 二号
の事項を記録した書類又はこれらに掲げる事項を記載した書類	の支給に相当する額に相当する部分を除く。以下この項目において同じ。)による権利義務の移転の申出は、中途脱退者等(法第六十五条第一項に規定する中途脱退者等をいう。)に係る次の各号に掲げる事項を記載した書類	一 氏名、性別、生年月日及び基礎年金番号	二 第六十六条第二号から第四号まで又は第七十条第一項第一号から三 基金が老齢年金給付の支給に関する権利義務を承継した場合において、支給すべきこととなる老齢年金給付の額	一 電子情報処理組織(送信者の使用に係る電子計算機と、受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。)を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの(以下「電子情報処理組織を使用する方法」という。)	イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通して送信し、受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電子計算機に記録する方法	ロ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録され	平成二十六年経過措置政令第六十四条第八項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第五十二条の四第一項第二号	平成二十六年経過措置政令第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第五十二条の四第一項第一号
の事項を記録した書類又はこれらに掲げる事項を記載した書類	の支給に相当する部分を除く。以下この項目において同じ。)による権利義務の移転の申出は、中途脱退者等(法第六十五条第一項に規定する中途脱退者等をいう。)に係る次の各号に掲げる事項を記載した書類	一 氏名、性別、生年月日及び基礎年金番号	二 第六十六条第二号から第四号まで又は第七十条第一項第一号から三 基金が老齢年金給付の支給に関する権利義務を承継した場合において、支給すべきこととなる老齢年金給付の額	一 電子情報処理組織(送信者の使用に係る電子計算機と、受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。)を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの(以下「電子情報処理組織を使用する方法」という。)	イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通して送信し、受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電子計算機に記録する方法	ロ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録され	平成二十六年経過措置政令第六十四条第八項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第五十二条の四第一項第二号	平成二十六年経過措置政令第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第五十二条の四第一項第一号
の事項を記録した書類又はこれらに掲げる事項を記載した書類	の支給に相当する部分を除く。以下この項目において同じ。)による権利義務の移転の申出は、中途脱退者等(法第六十五条第一項に規定する中途脱退者等をいう。)に係る次の各号に掲げる事項を記載した書類	一 氏名、性別、生年月日及び基礎年金番号	二 第六十六条第二号から第四号まで又は第七十条第一項第一号から三 基金が老齢年金給付の支給に関する権利義務を承継した場合において、支給すべきこととなる老齢年金給付の額	一 電子情報処理組織(送信者の使用に係る電子計算機と、受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。)を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの(以下「電子情報処理組織を使用する方法」という。)	イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通して送信し、受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電子計算機に記録する方法	ロ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録され	平成二十六年経過措置政令第六十四条第八項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第五十二条の四第一項第二号	平成二十六年経過措置政令第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第五十二条の四第一項第一号
の事項を記録した書類又はこれらに掲げる事項を記載した書類	の支給に相当する部分を除く。以下この項目において同じ。)による権利義務の移転の申出は、中途脱退者等(法第六十五条第一項に規定する中途脱退者等をいう。)に係る次の各号に掲げる事項を記載した書類	一 氏名、性別、生年月日及び基礎年金番号	二 第六十六条第二号から第四号まで又は第七十条第一項第一号から三 基金が老齢年金給付の支給に関する権利義務を承継した場合において、支給すべきこととなる老齢年金給付の額	一 電子情報処理組織(送信者の使用に係る電子計算機と、受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。)を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの(以下「電子情報処理組織を使用する方法」という。)	イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通して送信し、受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電子計算機に記録する方法	ロ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録され	平成二十六年経過措置政令第六十四条第八項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第五十二条の四第一項第二号	平成二十六年経過措置政令第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第五十二条の四第一項第一号

した磁気ディスクを基金に提出することによつて行う

供し、当該受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法

て、電子計算機による情報処理の用に供されるもの(記録媒体)をいう。以下同じ。」をもつて調製するファイルに書面により通知すべき事項を記録したものを交付する方法

二 年金給付等積立金又は平成二十五年改正法附則第五十四条第一項の規定による積立金の額

二 平成二十五年改正法附則第六十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十条の二第二項の規定により連合会に移換された基金脱退一時金相当額並びに交付された脱退一時金相当額の算定の基礎となつた期間又は平成二十五年改正法附則第六十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第一百六十一条第一項の解散した基金の加入員であった期間(以下「算定期間等」という。)

2 法第百六
十五条第五項
なる老齢年金
給付の額
の規定による
年金給付等積
立金の移換の
申出があつた
ときは、連合
会は、前項に
定める書類又
は磁気ディス
クリ併せて、
次の各号に掲
げる事項を記
載した書類又
はこれら的事
項を記録した
磁気ディスク
を基金に提出

第二項		第一項		第二項		第一項		第二項		第一項	
第七十 二条の 四の四	法 提出する	第七十 二条の 四の四	法第百六十五 条の二第一項								
当該中途脱退者等に係る次 の各号に掲げ	法 提出する	当該中途脱退者等に係る次 の各号に掲げ	当該中途脱退者等に係る次 の各号に掲げ								
企業型記録関連運営管理機関等又は国民年金基金連合会に対し、当該中途脱退者等に係る次の各号に掲げる事項を記載し、若しくは記録し、若しくは電子情報処理組織を使用する方法により提供する	平成二十五年改正法附則第五十九条第一項又は平成二十五年改正法附則第六十二条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法	平成二十五年改正法附則第五十九条第一項に規定する確定給付企業年金の事業主等に対し、当該中途脱退者等に係る次の各号に掲げる事項を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録媒体を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供する	平成二十五年改正法附則第五十九条第一項又は平成二十五年改正法附則第六十二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第六十五条の二第一項								

第二条の四の七	第七十条	法第百六十五条第六項、第五十六条項、第三項の規定により読み替えて適用する確定拠出年金法第五十四条の二第二項
二号	第七十一条 第三条第 二号 称 基金又は解散 した基金の名 する令	平成二十一年改正法附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金（以下「基金」という。）又は解散した基金の名称、確定給付企業年金脱退一時金相当額（確定給付企業年金法第八十一条の二第一項に規定する脱退一時金相当額又は平成二十一年改正法附則第四十条第一項第三号に規定する確定給付企業年金脱退一時金相当額をいう。以下同じ。）又は残余財産を連合会に移換した確定給付企業年金の資産管理運用機関等（確定給付企業年金法第三十条第三項に規定する資産管理運用機関等をいう。）に係る事業主の名称及び確定給付企業年金法施行規則第八条に規定する規約番号（基金型企業年金である場合にあつては、当該企業年金の名称及び同令第十六条に規定する基金番号）並びに個人別管理資産（確定拠出年金法第五十四条の五第二項に規定す
第七十 三条第 七十 令第五十四 条において準用する令	第七十 三条 立金 年金給付等積立金	平成二十一年改正法附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金（以下「基金」という。）及び積立金（同条に規定する積立金をいう。）
第七十 三条 第七十 令第五十四 条において準用する令	第七十 三条 立金 年金給付等積立金	平成二十一年改正法附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金（以下「基金」という。）及び積立金（同条に規定する積立金をいう。）

第四十四条の		二 年金經理から 業務經理	平成二十五年改正法附則第四十条第六項
第一条 法第百三十六 条の三第一項 第五号イ	第四十一条 の三 十一 条 第十 一条 第四 四 条 第 七 十 四 条 第 四 项 に お い て 准 用 す る	第七十 四 条 第 四 项 に お い て 准 用 す る	第七十 四 条 第 四 项 に お い て 准 用 す る
第二 年金給付等積立金の運用を	令第三十九条 の十二第一項	令第三十九条 の十二第二項 第一号	法第一百三十六 条の三第一項 第五号へ(2)
第三 年金給付等積立金の運用を	法第一百三十六 条の三第一項 第五号へ(3)	法第一百三十六 条の三第一項 第五号二	厚生年金基金基本年金經理及び厚生年金基金加算年金經理、共同運用業務經理を設け、年金たる給付及び一時金たる給付に係る取引は業務經理により、その他の取引は業務經理により、平成二十五年改正法附則第四十条第四項第一号へ及び第二号に規定する事業に関する取引は共同運用經理により、同条第五項に規定する事業に関する取引は福祉事業經理により、同条第八項に規定する資料提供等業務に関する取引は継続投資教育事業經理により、会員及び連合会の職員に係る共済事業並びに連合会の職員の退職年金事業に関する取引は共済經理により、平成二十五年改正法附則の規定により支給する年金給付及び一時金に関する取引は確定給付企業年金經理により、その他の取引は業務經理

一 の 四 第 四		法第百三十六 条の三第一項 第五号二	平成二十五年改正法附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十四年第三項において改正前厚生年金保険法第百三十六条の三第一項第五号へ(3)にて準用する改正前厚生年金保険法第百三十六条の三第一項第五号二
第一条 法第百三十六 条の三第一項 第一号	第四十二条 の四 第一 項 に お い て 准 用 す る	第七十 四 条 第 四 项 に お い て 准 用 す る	第七十 四 条 第 四 项 に お い て 准 用 す る
第二 年金給付等積立金	法第一百三十六 条の三第一項	法第一百三十六 条の四第一項	平成二十五年改正法附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十四年第三項において準用する改正前厚生年金保険法第百三十六条の四第一項

(存続連合会に係る受給権者の所在不明の届出等に関する経過措置)

第四十九条の二 第十七条の五の規定は、存続連合会が支給する年金たる給付に関する手続について

準用する。

(解散基金加入員に係る老齢年金給付又は存続連合会老齢年金給付の確保事業等の認可の申請)

第五十条 平成二十五年改正法附則第四十条第四項の規定による認可の申請は、拠出金等の額その他の事業の概要を記載した申請書を厚生労働大臣に提出することによって行うものとする。

2 前項の申請書には、拠出金等の算出の基礎を示した書類を添えなければならない。

(存続厚生年金基金から存続連合会への基金中途脱退者に係る基金脱退一時金相当額の移換の申出)

第五十一条 平成二十五年改正法附則第四十二条第一項の規定による存続厚生年金基金から存続連合会への基金中途脱退者(平成二十五年改正法附則第四十条第一項第一号に規定する基金中途脱退者をいう。以下同じ。)に係る基金脱退一時金相当額(同号に規定する基金脱退一時金相当額をいう。以下同じ。)の移換の申出は、存続連合会に対し、基金中途脱退者に係る次の各号に掲げる事項を記載した申出書(これらの事項を記録した電磁的記録媒体を含む。)を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供することによつて行うものとする。

一 氏名、性別、生年月日、住所及び基礎年金番号

二 平成二十五年改正法附則第四十二条第一項の規定により移換を申し出る基金脱退一時金相当額及びその算定の基礎となつた期間

三 加入員の資格の取得及び喪失の年月日

四 平成十五年四月一日前の加入員たる被保険者であつた期間の報酬標準給与の月額及び被保険者の種別ごとの当該加入員たる被保険者であつた期間の標準報酬月額

五 平成十五年四月一日以後の加入員たる被保険者であつた期間の報酬標準給与の月額及び賞与額及び標準賞与額

(解散基金加入員すべき残余財産の交付の申出等)

第五十二条 平成二十五年改正法附則第四十三条第一項又は平成二十五年改正法附則第六十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十一条第四項の規定による申出は、存続連合会に対し、当該解散基金加入員に係る次の各号に掲げる事項を記載した申出書(これらの事項を記録した電磁的記録媒体を含む。)を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供することによつて行うものとする。

一 氏名、性別、生年月日、住所及び基礎年金番号

二 平成二十五年改正法附則第四十三条第一項又は平成二十五年改正法附則第六十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十一条第四項の規定により移換又は交付を申し出る残余財産の額

三 解散基金加入員の資格の取得及び喪失の年月日

四 平成十五年四月一日前の加入員たる被保険者であつた期間の報酬標準給与の月額及び被保険者の種別ごとの当該加入員たる被保険者であつた期間の標準報酬月額

五 平成十五年四月一日以後の加入員たる被保険者であつた期間の報酬標準給与の月額及び賞与額及び標準賞与額

前項の規定は、平成二十五年改正法附則第四十四条第一項及び平成二十五年改正法附則第六十一条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十一条第四項の規定による申出について準用する。この場合において、前項中「解散基金加入員」とあらわれるは、「改正前厚生年金保険法第百四十七条第四項又は平成二十五年改正法附則第三十四条第一項に規定する者」と読み替えるものとする。

(給付の算定に関する基準)

第五十三条 平成二十六年経過措置政令第五十三条の規定、平成二十六年経過措置政令第六十四条第四項、第六項若しくは第八項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金

基金令第五十二条の二の規定又は平成二十六年経過措置政令第六十六条第二項、第四項、第六項若しくは第八項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法施行令第六十五条の二の規定による給付の額の算定に当つて用いられる予定期率及び予定期死亡率は、年金給付等積立金(平成二十五年改正法附則第六十条に規定する年金給付等積立金をいう。第六十一条において同じ。)又は積立金(平成二十五年改正法附則第六十条に規定する積立金をいう。第六十一条において同じ。)の運用収益及び存続連合会が給付の支給に関する義務を負つている基金中途脱退者、解散基金加入員等、確定給付企業年金中途脱退者(平成二十五年改正法附則第四十条第二項に規定する確定給付企業年金中途脱退者をいう。以下同じ。)、終了制度加入者等(改正後確定給付企業年金法第八十九条第六項に規定する終了制度加入者等をいう。第五十四条の二第一項において同じ。)又は企業型年金加入者であった者(平成二十五年改正法附則第四十九条の二第一項に規定する企業型年金加入者であつた者をいう。次条第二項及び第五十四条の二第一項において同じ。)の死亡の状況に係る予測に基づき合理的に定めたものでなければならない。

2 平成二十五年改正法附則第四十二条第三項、第四十三条第三項、第四十六条第三項、第四十七条第三項若しくは第四十九条の二第一項の規定により存続連合会が支給する存続連合会老齢給付金若しくは存続連合会遺族給付金若しくは存続連合会遺族給付金の額、平成二十五年改正法附則第四十四条第三項若しくは第四十五条第三項において同じ。)の死亡の状況に係る予測に基づき合理的に定めたものでなければならない。

3 平成二十五年改正法附則第四十二条第三項、第四十三条第三項、第四十四年第三項、第四十五条第三項、第四十六条第三項、第四十七条第三項、第四八三条第三項、第四九三条第三項又は第四十九条の二第一項の移換金の額から事務費を控除した額が零以下である場合には、零とする。

4 平成二十五年改正法附則第六十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十条の二第二項の規定により存続連合会が老齢年金給付の額に加算する額若しくは支給する一時金たる給付の額、平成二十五年改正法附則第六十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十一条第五項の規定により存続連合会が老齢年金給付の額に加算する額若しくは支給する一時金たる給付の額又は平成二十五年改正法附則第六十一条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十一条第二項の規定により存続連合会が支給する死亡若しくは障害を支給理由とする年金たる給付若しくは一時金たる給付の額は、それぞれ当該給付の原資となる平成二十五年改正法附則第六十一条第二項の規定により存続連合会が支給する死亡若しくは障害を支給理由とする年金たる給付若しくは一時金たる給付の額は、それぞれ当該給付の原資となる平成二十五年改正法附則第六十一条第二項の規定により存続連合会が支給する死亡若しくは障害を支給理由とする年金たる給付若しくは一時金たる給付の額が零以下である場合には、零とする。

5 平成二十五年改正法附則第六十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第九十九条の四第三項若しくは平成二十五年改正法附則第六十三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十九条の三第三項の規定により存続連合会が支給する老齢給付金の額、平成二十五年改正法附則第六十三条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十九条の四第三項若しくは平成二十五年改正法附則第六十三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十九条の二第三項、平成二十五年改正法附則第六十三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十九条の三第三項、平成二十五年改正法附則第六十三条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十九条の四第三項又は平成二

十五年改正法附則第六十三条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一条の五第三項の移換金の額から事務費を控除した額が零以下である場合には、零とする。

第五十四条 平成二十六年経過措置政令第五十九条の規定により存続連合会が基金中途脱退者又は確定給付企業年金中途脱退者に基金脱退時金相当額又は確定給付企業年金脱退一時金相当額（平成二十五年改正法附則第四十条第一項第三号に規定する確定給付企業年金脱退一時金相当額をいう。以下同じ。）の移換に関して必要な事項について説明するときは、平成二十六年経過措置政令第五十六条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定による基金脱退一時金相当額又は確定給付企業年金脱退一時金相当額の移換の申出の期限及び当該申出の手続その他基金脱退一時金相当額又は確定給付企業年金脱退一時金相当額の移換に係る判断に資する必要な事項を説明しなければならない。

2 平成二十六年経過措置政令第五十九条の規定により存続連合会が企業型年金加入者であった者に個人別管理資産の移換に関して必要な事項について説明するときは、当該個人別管理資産の移換の申出の期限及び当該申出の手続その他個人別管理資産の移換に係る判断に資する必要な事項を説明しなければならない。

（中途脱退者等の個人情報の取扱い）
第五十四条の二 存続連合会は、その業務に関し、基金中途脱退者、解散基金加入員等、確定給付企業年金中途脱退者、終了制度加入者等及び企業型年金加入者であった者（以下この条において「中途脱退者等」という。）の氏名、性別、生年月日、住所その他の中途脱退者等の個人に関する情報を収集し、保管し、又は使用するに当たっては、その業務の遂行に必要な範囲内で当該個人に関する情報を収集し、保管し、及び使用するものとする。ただし、本人の同意がある場合は、この限りでない。

2 存続連合会は、中途脱退者等の個人に関する情報を適正に管理するために必要な措置を講ずるものとする。

（存続連合会から存続厚生年金基金への積立金の移換の申出等）

第五十五条 平成二十五年改正法附則第五十七条第一項又は平成二十五年改正法附則第六十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百十五条の五第一項の規定による積立金（平成二十五年改正法附則第五十七条第一項に規定する積立金をいう。以下この条から第五十七条までにおいて同じ。）の移換の申出は、存続厚生年金基金に対し、当該老齢確定給付企業年金中途脱退者等（平成二十五年改正法附則第五十七条第一項に規定する老齢確定給付企業年金中途脱退者等をいう。以下同じ。）に係る次の各号に掲げる事項を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録媒体を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供することによって行うものとする。

一 氏名、性別、生年月日及び基礎年金番号
二 積立金の額
三 算定基礎期間等（改正後確定給付企業年金施行規則第一百四条の二十二第一項第三号に規定する算定基礎期間等をいう。）

2 平成二十五年改正法附則第五十七条第五項又は平成二十五年改正法附則第六十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正後確定給付企業年金法第百十五条の五第五項の規定による通知は、次の各号に掲げる事項を記載した通知書を当該老齢確定給付企業年金中途脱退者等に送付することによって行うものとする。

一 存続厚生年金基金が積立金の移換を受けた年月日及びその額
二 平成二十六年経過措置政令第六十二条第二項又は平成二十六年経過措置政令第六十七条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法施行令第八十八一条の三第一項の規定により当該老齢確定給付企業年金中途脱退者等に支給する老齢年金給付の算定の基礎として用いられる期間

（存続連合会から存続厚生年金基金への移換する積立金の額）
第五十六条 存続連合会が平成二十五年改正法附則第五十七条第二項又は平成二十五年改正法附則第六十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百十五条の五第二項の規定により存続厚生年金基金に移換する積立金の額は次の各号に掲げる額のいずれか高い額とする。

- 一 存続連合会の規約で定める方法により計算した額
- 二 存続連合会が移換を受けた当該老齢確定給付企業年金中途脱退者等に係る確定給付企業年金（平成二十六年経過措置政令第六十二条第二項又は平成二十六年経過措置政令第六十七条第一項において準用する場合を含む。）の算定による老齢年金給付の額の算定の基礎として用いる際等の算定方法

（脱退一時金相当額または残余財産（当該老齢確定給付企業年金中途脱退者等に給付に充てる部分に限る。））

第五十七条 平成二十六年経過措置政令第六十二条第二項又は平成二十六年経過措置政令第六十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法施行令第八十八条の三第一項の規定により、平成二十六年経過措置政令第六十二条第二項第二号又は平成二十六年経過措置政令第六十七条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法施行令第八十八条の三第一項第二号に掲げる期間（以下この条において「算定期間等」という。）を当該老齢確定給付企業年金中途脱退者等に支給する老齢年金給付の額の算定の基礎として用いるときは、次の各号に掲げる要件を満たす算定方法によらなければならぬ。

一 存続厚生年金基金の規約に照らして当該移換された積立金の額の算定の基礎となる期間を算定すること。ただし、算定された期間が算定基礎期間等を超える場合にあっては、当該算定期間等とすること。

二 算定期間等を合算しないこととする場合にあっては、存続厚生年金基金の加入員であつた期間が一年未満である者に限り、その旨を規約で定めること。

三 その他当該老齢確定給付企業年金中途脱退者等について不当に差別的なものでなく合理的な計算方法であると認められること。

（存続連合会に係る責任準備金相当額の一部の物納）

第五十八条 平成二十二年改正法附則第六十七条又は第七十三条の規定により存続連合会が改正前確定給付企業年金法第百四十四条の規定の例により物納をする場合においては、存続連合会を解散厚生年金基金等（改正前確定給付企業年金法第百十三条第一項に規定する解散厚生年金基金等をいう。）とみなして、改正前確定給付企業年金法施行規則第一百三十二条から第一百三十四条までの規定の例による。

（存続連合会への事務委託）

第五十九条 存続連合会が解散したときは、清算人は、機構に対し、遅滞なく、解散した日において存続連合会が給付の義務を負っている者につき、次の各号に掲げる事項を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録媒体を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供しなければならない。

一 氏名、性別、生年月日及び基礎年金番号
二 存続連合会が給付の支給の義務を負っている者の資格の取得及び喪失の年月日

号	第	第	第	第	二	三	四	五	号
					第六十三条第三号	第六十三条第三号		第六十七条	第六十三条第三号
定により読み替えられた子	政令第七十八条第二項の規定により読み替えられた子	平成二十六年経過措置	第五号	第四条の二第三号	第三十四条第三号	第三十四条第三号（同令附則第八条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）	第三十四条第三号（同令附則第八条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）	第五号	第六十三条第三号（同令附則第八条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）
年政令第二百十三号）第三十五条第二項第三号	政令第七十八条第二項の規定により読み替えられた子	平成二十六年経過措置	第五号	第四条の二第三号	第三十四条第三号	第三十四条第三号（同令附則第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）	第三十四条第三号（同令附則第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）	第五号	第六十三条第三号（同令附則第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）

(平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法によりなおその効力を有するものとされた改正前の児童手当法に係る特例)	
第七条 平成二十六年経過措置政令附則第四項の規定により読み替えられた同令第七十八条の規定に関する第六十四条第一項の規定の適用について、次の表の上欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。	
中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。	
中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。	
中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。	
第二号 第六十三条第三号	第三十四条第三号
	第四条の二第三号
第三号 第四号	第五号 第五号
	第五号 第五号
第六号 第六号	第五号 第五号
	第五号 第五号
第五号 第五号	第五号 第五号
	第五号 第五号
第四号 第四号	第五号 第五号
	第五号 第五号
第三号 第三号	第五号 第五号
	第五号 第五号
第二号 第二号	第五号 第五号
	第五号 第五号
第一条 第一条	第一条 第一条
	第一条 第一条
附 则 (平成二七年三月三一日厚生労働省令第七三号) 抄 (施行期日)	附 则 (平成二七年七月一日厚生労働省令第二四号) 抄 (施行期日)
	附 则 (平成二七年七月一日厚生労働省令第二四号) 抄 (施行期日)
附 则 (平成二七年三月一六日厚生労働省令第七三号) 抄 (施行期日)	附 则 (平成二七年三月一六日厚生労働省令第二四号) 抄 (施行期日)
	附 则 (平成二七年三月一六日厚生労働省令第二四号) 抄 (施行期日)
附 则 (平成二七年九月三〇日厚生労働省令第一五三号) 抄 (施行期日)	附 则 (平成二七年九月三〇日厚生労働省令第一五三号) 抄 (施行期日)
	附 则 (平成二七年九月三〇日厚生労働省令第一五三号) 抄 (施行期日)
第一条 第一条	この省令は、子ども・子育て支援法の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。
	この省令は、平成二十七年十月一日から施行する。
第一条 第一条	この省令は、平成二十七年七月一日から施行する。
	この省令は、公布の日から施行する。
附 则 (平成二七年一月一八日厚生労働省令第二一号)	この省令は、公布の日から施行する。
	この省令は、公布の日から施行する。
附 则 (平成二六年三月二一日厚生労働省令第四号)	この省令は、公布的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成二十六年四月一日）から施行する。
	この省令は、公布的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成二十六年四月一日）から施行する。
附 则 (平成二七年二月一四日厚生労働省令第二四号)	この省令は、平成二十七年七月一日から施行する。
	この省令は、公布の日から施行する。
附 则 (平成二七年三月三一日厚生労働省令第七三号)	この省令は、平成二十七年七月一日から施行する。
	この省令は、公布の日から施行する。
附 则 (平成二七年九月三〇日厚生労働省令第一五三号)	この省令は、子ども・子育て支援法の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。
	この省令は、平成二十七年十月一日から施行する。

附 則 (平成二七年九月三〇日厚生労働省令第一五四号)
この省令は、平成二十七年十月一日から施行する。

附 則 (平成二七年一月四日厚生労働省令第一六八号)
(施行期日)
1 この省令は、地方自治法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十二号）の施行の日
(平成二十八年四月一日)から施行する。

附 則 (平成二八年一月四日厚生労働省令第一六八号)
(施行期日)
1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二八年三月一四日厚生労働省令第三八号)
この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成二八年三月三一日厚生労働省令第五六号)
(施行期日)
1 この省令は、平成二八年四月一日から施行する。

附 則 (平成二八年四月八日厚生労働省令第九〇号)
(施行期日)
1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二八年一〇月五日厚生労働省令第一五九号)
(施行期日)
1 この省令は、平成二十九年一月一日から施行し、第四条の規定による改正後の国民年金基
金及び国民年金基金連合会の財務及び会計に関する省令第八条及び第十二条（これらの規定を同
令第二十条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定は、国民年金基金又は国民年金基
金連合会の平成二十九年度の予算から適用する。
(企業型年金加入者等原簿及び個人型年金加入者等原簿の作成及び保存に係る経過措置)

第二条 改正後確定拠出年金法施行規則第十一条第一項第十一号及び第五十六条第一項第十一号並
びに第二条の規定による改正後の公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険
法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令
(平成二十六年厚生労働省令第二十号) 第十七条第三項の規定によりなおその効力を有するもの
とされ、同項の規定により読み替えて適用する同令第三条の規定による改正前の確定拠出年金法
施行規則第十五条第一項第十二号及び第五十六条第一項第十二号の規定は、平成三十年一月一日
以後に行われる法第五十四条（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法
等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第五条第三項の規定により読み替
えて適用する場合を含む。）の規定による資産の移換又は法第五十四条の二（同項及び同法附則
第三十八条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第七十四条の二（同
法附則第五条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による脱退一時金相
当額の移換について適用する。

附 則 (平成二八年一二月一四日厚生労働省令第一七五号)
(施行期日)
1 この省令は、平成二十九年一月一日から施行する。

附 則 (平成二九年一二月二二日厚生労働省令第一三四号)
(施行期日)
1 この省令は、平成二九年一月一日から施行する。

附 則 (平成二九年一二月二二日厚生労働省令第二一一号)
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和三年八月二日厚生労働省令第一三五号)
抄

（施行期日）
1 この省令は、令和三年九月一日から施行する。

（施行期日）
附 則（令和三年九月二七日厚生労働省令第一五九号）抄

第一条 この省令は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条、第三条、第五条及び第六条の規定 令和四年五月一日
- 二 第四条及び第七条の規定 令和四年十月一日

（施行期日）
附 則（令和四年三月三一日厚生労働省令第六〇号）抄

第一条 この省令は、令和四年十月一日から施行する。ただし、附則第六条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第五条 第四条の規定による改正後の公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令第十七条の二の規定は、施行日以後に開始する厚生年金保険法第二十三条の二第一項に規定する育児休業等について適用し、施行日前に開始した同項に規定する育児休業等については、なお従前の例による。

附 則（令和五年一〇月六日厚生労働省令第一一九号）

この省令は、国民年金基金令等の一部を改正する政令の施行の日から施行する。

附 則（令和五年一一月二七日厚生労働省令第一六五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和六年五月一四日厚生労働省令第八六号）

この省令は、情報通信技術の活用による行政手続き等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第十号に掲げる規定の施行の日（令和六年五月二十七日）から施行する。ただし、第六条中国民年金基金規則第十五条、第十九条の二第三項及び第六十三条の改正規定、第八条中確定給付企業年金法施行規則第八十九条の三、第九十六条の三第一項、第九十六条の七第一項、第一百四条の十五、第一百四条の十八第一項、第一百四条の二十一、第一百四条の二十三第一項及び第一百四条の二十四第一項の改正規定並びに第十一条公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令第十七条第一項（同令第一条の規定による廃止前の厚生年金基金規則（昭和四十一年厚生省令第三十四号。以下「廃止前厚生年金基金規則」という。）第四十九条の三及び第四十九条の六の読み替えに係る部分に限る。）、第四十七条第一項、第四十八条第一項（廃止前厚生年金基金規則第七十二条の四の三、第七十二条の四の四第一項及び第二項の読み替えに係る部分に限る。）、第五十五条第一項及び第五十九条第一項の改正規定は、公布の日から施行する。